# 居宅介護支援事業所における身体拘束等の適正化のための指針

指定居宅介護支援事業所　九十九荘

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。指定居宅介護支援事業所　九十九荘（以下「事業所」）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的な弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（1）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」）を禁止とする。

（2）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の 3 つの要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

（3）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

①利用者主体の行動を尊重し、尊厳ある生活に努める。

②言葉や態度で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③利用者の思いを汲み取る。利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個別性を尊重した丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動・発言は行わない。

⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止委員会において検討する。

⑥「やむをえない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

2. 身体拘束等廃止のための体制整備

(1)身体拘束等の適正化に向けた委員会の設置

身体拘束等の廃止に向けて「身体拘束廃止委員会」を設置し、その結果について全職員に周知徹底を図る。

①設置目的

・事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

・身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き

・身体拘束等を実施した場合の解除の検討

・身体拘束等廃止に関する職員への指導

②委員会の構成員

≪鈴木施設長・菅澤課長(生活相談員)・戸井(第1特養)・関口(第2特養)・中川(医務)・由利(デイサービス)・平野(包括)・伊藤(居宅)≫

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他の職種の職員を参加することが出来ることとする。

(2)やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

①利用前

・事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束廃止委員会にて協議する。

・身体拘束等の内容、時間等について、個別の支援経過等に記録し、利用者及び家族に対して現場における責任者が説明を行い、身体拘束等において同意を得る。

②利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束廃止委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合(解除含む)については協議検討し、会議録に記録し、保管する。

③身体拘束等の継続と解除

・身体拘束等を行っている間は、日々経過観察を行い、支援経過等に記録をする。

＊身体拘束発生日時、状況、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、その他必要な事項等

・身体拘束廃止委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

・身体拘束等継続の場合:引き続き日々の経過観察を行い、支援経過等に記録する。

・身体拘束等解除の場合:遅滞なく、管理者・現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し、同意を得る

④緊急時

・緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員間で協議し、支援経過等に記録する。その

後、身体拘束廃止委員会において協議する。
・家族への説明は、遅滞なく管理者・現場責任者が行ない、同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチ、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

（施設長）

身体拘束廃止委員会に関わる全体責任者

（管理者・現場責任者）

①身体拘束廃止委員会の統括管理
②現場における諸課題の統括管理
③身体拘束等廃止に向けた職員教育
④家族、多職種との連絡調整
⑤本人の意向に沿った支援の確立
⑥記録の整備、閲覧資料の整備

（職員）

①拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
②利用者の尊厳を理解する。
③利用者の疾病、傷害等による行動特性を理解する。
④利用者個々の心身の状況を把握し、基本的な援助に努める。
⑤日頃より利用者との信頼関係を構築し、意向を把握する。
⑥記録は丁寧かつ正確にとるよう日頃より心掛ける。

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

①年間研修計画に基づく、定期的な研修（年2回）の実施。
②新任採用時には、新任者のための身体拘束等廃止・適正化のための研修を実施。
③その他、必要な研修や教育の実施。
④研修開催時に、参加者氏名や内容について記録を残す。

5. 利用者等に対する指針の閲覧について

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応する。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。
この指針は、令和8年3月1日から施行する。